



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「会計管理者 技監」を「会計管理者 危機管理監 技監」に、「医療統括監 管理監」を「医療統括監 医療企画監 管理監」に、「副政策企画監（庶務担当に限る。） 上席調整監（公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）に派遣されているものに限る。） 調整監（庶務担当及び公立大学」を「副政策企画監（庶務担当に限る。） 政策調整監（庶務担当に限る。） 調整監（庶務担当及び公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。））」に改め、同部県民センターの項中「所長 総合調整監 部長」を「所長 部長」に改め、同部美術館の項中「学芸グループ課長」を「課長（庶務担当に限る。）」に改め、同部福祉事務所の項を削り、同部心と体の相談センターの項中「地域支援グループ課長」を「調整監（庶務担当に限る。）」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部埋蔵文化財調査センターの項中「所長 副所長 総務グループ課長」を「所長 総務グループ課長」に改め、同部教育センターの項中「所長 部長 調整監」を「所長 センター長 部長 総務グループ課長」に改め、同部生涯学習推進センターの項中「企画幹」を「研修調査グループ課長」に改め、同部図書館の項中「総務振興グループ課長」を「総務グループ課長」に改め、同部青少年の家の項中「課長（庶務担当に限る。）」を「総務グループ課長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。